



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ しつこい!! 健康食品の送り付け～

【事例】

認知症が疑われる母宛てに、代金引換の宅配便で健康食品が送られてきた。

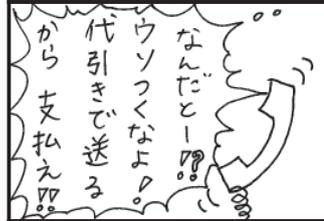
受け取りを拒否した上で、今後も送ってほしくないのので業者に電話すると「注文しておいて買わないとはどういうことだ。裁判を起こす」と怒鳴られた。

どうすればいいのか。

【ひとことアドバイス】

- ◇最近、町内でも多発している「健康食品の送り付け商法」です。
- ◇注文した覚えのない商品が届いた場合、開封せずに受け取りを拒否しましょう。また、送り主の名前や連絡先を控えて、役場消費生活相談窓口へ情報をお寄せください。被害の拡大防止につながります。
- ◇自分が電話で注文したのではなく、業者からの電話で契約した場合は「電話勧誘販売」となり、クーリングオフができます。
- ◇最初は丁寧に対応していた業者でも「商品は知らない」と言うと、一転して怒鳴りつけるような口調に変わり、怖くて注文してしまったというケースもあります。きっぱりと断る勇気を持ちましょう。

こんなとき、どうする？



相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941(直通)

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!